

## 東陽監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 7 月 5 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、東陽監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

東陽監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 本部組織による監査部門の各班への業務方針等の周知や業務管理が十分でないなど、当該監査法人の組織的な業務運営は不十分である。また、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの指摘に対する改善を監査実施者に任せて、改善状況を本部組織が管理していないため、直近の協会の品質管理レビューにおいて、前回と同様の指摘を含む多数の指摘を受けるなど、内部管理体制は不十分である。
2. 当該監査法人は、子会社が実施する業務について非監査業務の同時提供の禁止に抵触するか否かの検討をしておらず、また、行政当局に提出する業務報告書の作成に当たり、関係会社等の有無、大会社等の被監査会社数等を確認せず、さらに、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。
3. 監査業務の遂行において、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査において、審査を適切に実施する体制の整備が不十分であるほか、審査の実施においても、審査担当者が自己の実施した監査業務の審査を実施している監査業務があり、また、中間期と期末の審査を異なる審査担当者が実施しているにもかかわらず、審査担当者間の引継ぎを十分に行っていないため、期末の審査担当者が重要な監査上の論点を看過している監査業務がある。さらに、重要な監査上の論点について深度ある審査が実施されたとはいえない監査業務があるなど、審査態勢は不十分である。

**連絡・お問い合わせ**

公認会計士・監査審査会事務局

(代表)03-5114-3600